

Title	隠岐本跋の問題
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1981, 38, p. 3-9
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68673">https://hdl.handle.net/11094/68673</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 隠岐本跋の問題

田 中 裕

普通「隠岐本跋」とよばれてゐるものは、御在島の院が新古今集の改撰理由、その具体的措置、抱負等を明らかにされた文章で、いはゆる「隠岐本」の性格、原形態を考へる上で必須の資料である。

「隠岐本」の諸本を調査し、その原形態について穩当な推定を示された後藤重郎氏の研究もここに一論拠を求めてゐるが（『新古今和歌集（四五四）』、いまはもっぱら「跋」自体について、それがどこまで如上の問題を語りえてゐるか、吟味したい。

(一)

本文はほぼ二段に分かれ、前段は改撰の理由を述べる（本文は後藤久遠文庫蔵伝為氏筆本「狂一」により、濁点・句読点を補った。）。

「いまこの新古今集は、いにし元久のころをひ、和歌所のともがらにおほせて、ふるきいまの歌をあつめしめて、そのうへみづからえらびざだめてよりこのかた、いゑ／＼のもてあそびものとして、みそちあまりのはるあきをすぎにたれば、いまさらあらたむべきにはあらねども、しづかにこれをみるに、おもひ／＼の風情、ふるきもあたらしきもわきがたく、しな／＼のよみ人、たかきいやしきもすてがたくして、あつめたるところの

歌ふたちゝなり。かずのをほかるにつけてはうたごとというなるにしもあらず。そのうちみづからが歌をいれたること三十首にあまれり。みちにふける思ふかしといふとも、いかでか集のやつれをかへりみざるべき。おほよそたまのうてなかげやはらかなりしむかしは、なを野辺のくさしげきことわざにもまぎれき。いさごのかど月しづかなるいまは、かへりてもりのこずゑふかきいろをわきまえつべし」

まづ注意されるのは文中傍線を引いた文言が、ほぼその形で新古今集の仮名序の中に見えること、それも全面にわたって散見することである。なぜこれほどまで仮名序の本文に依存されたかはやがて明らかになる点もあるが、いまの場合いへることは、この度の改撰が基本的には新古今集の趣意を襲ふものでありながら、ただ一点において変更を余儀なくされる所以を簡明に告げる手法であつたと思ふ。つまり仮名序の趣意のうち、どの部分が継承され、また変更されなければならぬかを同じ文言によつて語らうとするのである。次にその文意を文勢も斟酌しながら、やや自由に訳してみる。

「願れば元久撰の新古今集（以下「原集」とよぶ）が——仮名序（以下「原序」とよぶ）にも記しておいた通り、事はわが院宣より

起り、選歌も撰者選に自選を重ね、最終的には自身が裁断するといふ万全の、そして異例の体制をとつてゐることはゆるがせならぬ事実であるが、そればかりでなく成立後三十余年を経て広く流布し、いまや一存を越えた客観的存在となつてゐる事実も著しい。それらを考へ併せるといふさらば濫りな変更が許されようとは思はないが、しかし一面その同じ理由によつて、といへば一つには右の通り、原集の撰修主体は終始自分であり、原集はあたかもわが集であるかのやうに自負されること、また一つは、三十余年といふ時間の経過は自分にも「しづかにこれを見る」といふ余裕を与えてくれた上、元久時とは対蹠的ともいへる環境、生活の変化が却つて鑑識眼を深めてくれたと自覚されること、等の理由を併せて、いまや改撰への希求は前述の、変更に対する自制をさへ越えるものがある。ところで改撰の企図、原集に対する不満をいへば、なにしる時代、作者を問はず集めた二千首といふ歌数であるから「うたごとというなるにもあらず」——やや選に甘さの見えること、とりわけ三十三首に上る自詠の中にそれが目立ち、原集の品格を損じてゐる憾みのあることである。原序にも記した通り、当時はこれも数奇の至りとむしる誇負する気持さへあつたことが、いまは見許しがたい欠陥と感じられる」といふのである。

これによればこの度の御企図は入集歌全般乃至自詠の削減といふ限定されたものであることが、その理由とともに知られるわけで、従つて承久以前の切継時代のやうな削減に増補を併せた、十分な意味での改撰ではなく、それとは一線で画さるべき性質のものであることが明らかになる。

さて改撰となればどうするか。その具体的措置を説いたのが後段

である。

## (二)

後段の文章は前段とはうって変り、文末の一部を除けば、原序の文言や文体を似せることのない達意のそれであるが、「跋」の重点はここにあるので、しばらく全文を三節に分けて考察する。

「むかしより集を抄することは、そのあとなきにしもあらずれば、すべからずこれを抄しいだすべしといへども、撰政太政大臣に勅して仮名の序をたてまつらしめたりき。すなはちこの集の詮とす。しかるをこれを抄せしめば、もとの序をかよはしもちあるべきにあらず」

以上が第一節で、文意は、さて削減するとなれば前例もあり、当然「抄すること」が考へられるが、その際問題になるのが原序である。原序は原集にとつての「詮」つまり眼目<sup>注一</sup>で、もとより改変することなど考へられないが、しかしそれとこの度の改撰とは必ずや抵触するといふのである。といつて「抄すること」を断念するのも本意ないわけで、そこで院はどういふ措置をとられたであらうか。これに答へるものが第二節であるが、そこに目を移す前に、まづ「抄すること」が原序に抵触するとはどういふ点か、のみならずそもそも「抄」とは何を意味してゐたかを吟味しておく必要がある。

「むかしより集を抄することは、そのあとなきにしもあらず」と記された時、院のいはゆる先例とはおそらく古今集における新撰和歌、拾遺集における拾遺抄、それに後拾遺集における統新撰<sup>注二</sup>も含まれてゐたかもしれないが、後者は失して伝はらないのでいまは除外するほかはない。ところで「抄する」とは何よりもまづ歌の取捨、

削滅であらうが、その他に何を意味したか。院の場合もそれだけであったとは思はれない。といふのは次の第二節の冒頭に、「これによりてすべての歌ないし愚詠のかずばかりをあらためなをす」即ちここではやむなく歌数の削滅に限ると、特に断られてゐることから推測されるのである。

そこでさきの二つの先例から考へられる「抄」の性格、いひかへれば二例から抽出される共通項のすべてを併せたものを、しばらく院が懐かれてゐた「抄」の概念内容と想定すれば、それは(1)歌数と(2)巻数との削滅、(3)書名、(4)部立の名目と配列順序、(5)歌の配列順序、(6)歌詞、(7)詞書、(8)官位・作者名表記等の変更を含むであらう。いまこの八項目にわたる削滅・変更のすべてを満たす新古今集を考へ、これを院の胸中にあつた「新古今抄」と想定すれば、原序が抵触するのはどの項目であらうか。

まづ「すべてあつめたる歌、二ちゝはたまき、なづけて新古今和歌集といふ」といふ原序の本文に照して(1)(2)(3)の項目がそれに該当することは確かであり、次いで「春霞たつたの山にはつ花をしのぶより」から「伝教大師はわがたつそまの思ひをのべ給へり」までの本文は、春歌から釈教歌に至る二十巻の部立とその配列順序とを示唆するものであるから(4)においても抵触する。また右の文章はそれぞれの部立の中から肝要の一首を抜き、その辞句を借りて綴られてゐるので、もし改撰によって当該歌が削除されるなら、ここにも抵触は生じるわけである。また原序に見える撰者の官位表記は本文のそれと見合つたものであるが、もし「新古今抄」の本文において変更が生じるなら(8)も抵触項目となる。かうしてほぼ五項目にわたつて問題は生じるが、それらを避けるためどういう措置がとられたの

であらうか。

### (三)

そこで第二節に移ると、

「これによりてすべての歌ないし愚詠のかずばかりをあらためなをす。しかのみならず、まき／＼の歌のなか、かさねて千歌むもゝちをえらびてはたまきとす」

とあり、措置は二つに分かれる。第一は傍線部の意味するもので、入集歌全般乃至自詠の数ばかりを改める、つまり改撰は前記(1)項目の「歌数の削滅」に限る、他の四項目には一切手を触れないといふのである。<sup>注六</sup> (1)項目が「抄」の基本概念であることは既述の通りであり、「抄すること」を企図してここに至ることは当然の措置であるが、注意されるのは削滅の内容とされる「すべての歌ないし愚詠のかず」といふ文言が、前段で原集の見許しがたい欠陥として指摘された「あつめたるどころの歌ふたちゝなり。(中略)そのうちみづからが歌をいれたること三十首にあまれり(下略)」といふ文言にまさしく符合することである。つまりかうした内容をもつ(1)項目が採択されたのは、すでに前段で提示されてゐた課題、院の宿案の解決にはかならないのである。さういふ意味では重要な決定が示されたことになるが、傍線部の文章でより以上に重要なのは「ばかり」即ちこの度の改撰がわづかに(1)項目の採択にとどまり、想定された「新古今抄」から大きく後退するに至つたことである。いふまでもなくそれは原序との抵触を配慮したためであり、(1)項目の採択はいはば最小限度の成果としてからうじて確保されたものであつた。それにしてもなほ抵触してゐることに変わりはないので、どうしてもこ

れを救ふ第二の措置が講じられなければならない。それが「しかのみならず」以下の文言である。

「しかのみならず」とは条件の加重を意味するが、この場合は右の最小限度の条件をさらに厳しく条件づけることにほかならない。

ところがそのあとに続く文言のうち、「かさねて」はこの度の改撰のことであるし、「千歌むもうちをえらびて」は前記第一の措置によって変更された歌数を示すにすぎず、「はたまきとす」も巻数はもとのままといふことであるから、これも第一の措置に伴う結果である。とすれば第二の措置にかかはる文言は「まきく」の歌のなか以外にはないけれども、その意味ははたして何であらう。実のところ本稿の目的はこの文言の解釈にあるといってもよいほどであるが、何か舌足らずで不審はある。がおそらく解釈は一つ。歌数の削減をするについては、「巻々の歌の現状を改めず、その中で」といふことで、従って該当歌を原集から抽出することはせず、代りに何らかの表示によって前記削減の内容をあらはすといふのであったと思ふ。これがいはゆる「隠岐本」の原形態であるが、さうとすれば従来諸伝本を通じて知られてゐる「隠岐本」の形態をいまや「跋」みづからが確認したことになるであらう。しかし隠岐本(今や括弧をとる)についてなほ定論を見ない性質・形態の細部、即ち(イ)そもそもそこで用ひられた原集はいかなるものであったかをはじめとして、表示についても(ロ)その形態つまり符号は何か、あるいは(ハ)その符号は採用歌、削除歌のいづれにつけられてゐたか、また(ニ)そのつけられてゐる位置はどこか等、については「跋」は何も語ってくれない。従つて(イ)については、しばしば「隠岐本」とよばれる諸伝本のうち、どれがまさしく隠岐本とよぶに値するかは依然として不明であるし、

(ロ)(ハ)も一往は同断であるが、おそらく日本古典文学大系所収小宮本新古今集等の奥書に見える延応元年十一月廿三日の「(上略)但於合点歌者、於隠岐令抄御本之定也。合点之外者被捨歌也云」といふ讖語や、天理図書館蔵隆祐奥書本新古今集の「此本、是後鳥羽院於隠岐、手自有御撰定而家隆卿之許被送遣也。(中略)朱合点之外、皆除之云々」といふ讖語の記載等が信憑性に富むのではなからうか。また書院部蔵新古今集(四四二)の讖語「此註、以六条宮御本写之、重被撰定之旨尤似龜鏡也、其時所被出之歌、以朱消者是也(下略)」も、傍線部は「跋」の後段第二節の「かさねて千歌むもうちをえらびて」の文言を目睹して書かれた辞句と見えて注意されるが、「以朱消者是也」は注者など後人の時にとつての措置で、「跋」の趣旨に叶ふものとは思はれない。

第二節はなほそのあとに文言があつて、「たちまちにもとの集をすつべきにはあらねども、さらにあらためみがけるはすぐれたるべし」と続く。これはすでに「いゑく」のもてあそびもの(前段)となつてゐる原集に対する挨拶であるが、このうち「もとの集をすつべきにはあらねども」の文意は、これを隠岐本の形態——原集を捨てることなく、その上に改撰内容を表示した——につき合はせる時、最もよく理會できるやうに思はれる。

次に「あまのうきはしのむかしをきゝわたり」以下の第三節は再び修飾された文体に戻つてゐるが、いはば祝言で、隠岐本によせられた御期待、抱負である。

#### (四)

以上で「跋」の考察は終るが、あらためてその趣意を要約すれば、

院の御本意は歌数の削減にあり、従つて当然「新古今抄」に想到されたのであるが、原序への配慮、その厳しい拘束にあって、つひに前述のやうな異常な形態をとらざるをえなかつたといふことにならう。そこで最後に起る問題は、これほどまでに原序に固執された理由は何かである。

それについて直ちに想起されるのは、歴代和歌勅撰考も引いてゐる例の明月記承元元年三月十九日条の一件——原序に引かれてゐる夏歌一首が後撰集所収歌であることが判明した際の議定の記事で、そこであらはにされた問題、およびそれに対する院の措置はいまの場合を考へる上で有用である。そこでの問題の一つは、原序を改むべきか、本文の夏歌を削除すべきかといふ択一のそれであるが、院は「於序、更不可被改一字」といふ定家の進言を容れて後者を択ばれる。もう一つはそれに伴つて生じる本文と原序との間の抵触の問題であるが、これも定家の進言に従つてみづから代替歌(夏歌一)を新作し、この難問を解決される。ここであらはにされた意識は厳しい原序尊重、のみならず本文に対する原序優先である。それはあるいは当然のやうにも見えるけれども、定家が進言するまで議定はまともらず年を越したといふから、必ずしも当然ではなく、彼ならびに院独自の見識、裁定にまつべきものであつたことが分かる。ところでさういふ院の見識はその後にも変わらず、否いよいよ健在であることを示すのが「跋」であるとするれば、いまさら「跋」における原序尊重を云々するまでもないやうであるが、しかし前記わづか一首の削減と今の「抄すること」さへ拘束しようとする場合とを一概に扱ふのも適当でないやうに思はれる。

そこであらためて原序に固執された理田を問へば、まづ一般に撰

集序が勅宣によつて作られることからくる權威、それに対する畏敬が数へられる。前述の定家の進言の由来するところもそれであらうが、「跋」の場合、「撰政太政大臣に勅して仮名の序をたてまつらしめたりき。すなはちこの集の詮とす」といふのは、原序の下命者が院であることに加へて、作者もまた一人であることを誇示し、その權威はほとんど窮極のものであることを主張しようとするかのやうである。その上真名序にいふ「蒼幸合体」の事実の象徴の意味をさへそこに含意させてゐるのではなからうか。かうした原序の、適当な用語ではないが制作の体制は、いかにも撰集序中の撰集序とよぶに恥ぢないものであるが、そればかりでなくその内容も、撰集中の撰集ともいふべき原集の比類なき性格を伝へて十分である。

原序が明らかにしてゐる原集の比類なき性格といへば、嘗てない採歌範囲の広さ、政道的にも歌道的にも著しい「蒼幸合体」の事実をはじめとして、最も力説されてゐるのは周知の通り、常の撰者選に親選を重ねた、例の二段階選歌方式や、三十首を越える自詠の入集といふ異例の事実等に示されてゐる徹底した勅撰的性格である。短章ながら「跋」もそれらのすべてに言及してゐることは既述の通りで、いかにそこに院が限らない矜持と愛惜の念を懷かれてゐたか知ることが出来る。しかもさういふ原集の内容を保証するものが原序にはかならないのである。以上が制作の体制、内容をふくめた原序の比類ない性格であつたが、いま企図されてゐる改撰はこの原序をそのまま襲用できるものであらうか。

あらためていふことでもないが、この度の改撰を原集の場合に比べて気づかれる基本的な差異の一つは、原集の下命者であり撰者でもあつた院の政道的、歌道的立場の変化であり、一つは改撰の内容

が原集の延長即ち切継時代のそれではなく、歌の削減に限定されてゐたことである。前者についていへば、原序で謳はれてゐる元久時のそれから一転して、いまは廃位され、和歌所もまた消滅してゐる。それでもなほ改撰が切継の継続として「集」を企図するといふなら別であるが、「抄」である以上原集との継続性は絶たれ、所詮私撰集として扱はれるほかはないものである。それはあたかも新撰和歌が天皇の崩御に遇つて奏覧できず、私撰集にとどまつたのと類似する。尤も一撰者貫之と親撰者院とを同一視できない点もないわけではないが、しかし親撰が真に意味をもつのは下命者である人の自撰といふこと、いひかへれば院として在位されてゐることが肝要で、すでにそのことを失つてゐる後鳥羽の親撰は一撰者貫之の私撰と基本的に異なることはなかつたであらう。既述の通り改撰の御本意は「抄すること」にあつたので、もしそれを貫徹しようとするなら新しい抄本文に加へて、序も貫之の體みに倣つて新作し、名実具はつた「新古今抄」を成立させることもできたであらう。否むしろさうあるべきではなかつたか。

しかし院にとつて改撰本は、何よりも前に勅撰集としての待遇を維持することが必要であつた。それは「跋」の全面に溢れてゐる、原集は即ちわが集であるといふべき自負から推察されることである。おそらく院は、原集の撰修主体は終始自分であつたし、今後この集に関する限りはさうであり、たとへ抄本であらうと別様に扱はれることなど到底容認できなかつたであらう。しかし同時にまた院は、前述の通りこの度の改撰が切継時代のそれを承けて「集」を企図するものならともかく、すでに異質の改撰である以上、一身をめぐる現実にはやそれを許さないことも知悉されてゐたのである。

そこで残された手段は改撰本をあくまで原集の延長として扱ふことであり、そのためには原集の保証書ともいふべき原序を襲用する以外にないと考へられたのである。そして直ちに起つたのが抄本文と原序との間の抵触問題であり、それを回避しようとしたのがあの異常な工夫であつた。かうしてやうやく御本意と原序との双方が折合つたのであるが、ここに隠岐本の成立があり、同時にその異常の措置について事情を明らかにした「跋」の成立もあつた。

##### (五)

以上通説に従つてしばらく「跋」とよんできたが、この称呼は扶桑拾葉集卷十一に見えるのが早いらしく、他に八代集抄は「御奥書」とよび、遡つて飛鳥井雅縁の諸雜記は「御ことば」とのみいふ。「跋」も「奥書」もおそらくこの文章の体によつて推測したのであらうが同感される。即ち「いま（現在）この新古今集は」といふ発端の文言は「序」の体としては普通でなく、撰集序としてはなほさら藝にすぎるのであらう。その上あれほどまで原序を尊重し、固執された院がまたさらに第二序を立てられるなど考へにくいことである。しかし「序」とよんでゐる資料もないわけではなく、前引伝為氏筆本新古今集では当該本文の末に「此序者御製作也」と記し、天理図書館蔵丸本新古今集の上冊、建長四年三月廿四日の識語の中にも「抄序」とある。後者はその筆者が校合に用ひた円嘉自筆本では当該本文が「端」に位置してゐたからの称呼で、「端」とは同じ円嘉本を転写したといふ前記小宮本に真名序、仮名序、抄序の順で巻頭に置かれてゐるのがその位置であらうか。このほかにも比較的古いところで「序」とよぶ資料はあらうが、やはり前述の理由からそれ

はとらず、「跋」あるいは「奥書」とよぶのが穩当と思はれる。

しかし「跋」とすればその位置は書後であるが、実際の位置がどこであったかには問題が残る。即ち隠岐本は御手もとの原集に書入れることで成立したため、「跋」もはたしてふさはしい余白が巻末にあったか、なければ切継いで書入れられたか、それとも巻末以外に適宜な余白を求められたかなど、種々推測する余地はあるからである。かういふのもいたづらに臆測を弄するのではなく、事実後に隠岐本の書入れを手もとの新古今集に移取らうとした場合に起ったことで、「抄序」とよびつつ位置の実際は上冊(巻十)の奥にある前記烏丸本などそれである。とすれば隠岐本の場合「御ことば」、むしろ「讒語」(岩波文庫)とよぶのがいいかもしれない。最後に例の発端の文言は、もし隠岐本が原集から独立した一箇の「新古今抄」として成立してゐたとすれば、理會しにくいものであることもいっておきたい。それは原集の本文を土台にした既述の通りの形態に対して最もふさはしいものであったと思ふ。

(五五・九・三〇)

#### 注

一 跋は上冊(巻十)の奥に記され、伝為氏筆本といはれる本文とは別筆であるが、誤りの少ない善写である。

二 「詮」は、所詮に同じく、「ここに集の意味内容が説きあかされてある」と考へられなくもないが、この語の用法を勘合すると、眼目、肝要の意に解するのがこの文意であらう。

三 統新撰は和歌現在書目録、袋草紙、八雲御抄によれば通俊が後拾遺集中の歌のみを抄出したものらしく、御抄は歌教を「三百六十首」と記してゐる。

#### 四 新撰和歌については杉谷寿郎氏「新撰和歌諸本の系統と性格」

(「北大」語文)に、拾遺抄については片桐洋一氏編著「拾遺抄」に示教をうけた。新撰和歌は右論文に従ひ、作者名のない本文による。

五 跋によれば改撰の理由は「うたごとというなるにしもあらず」で、歌のよしあしを削除の基準とされたと解されるが、管見によれば削除歌には(5)「歌の配列順序」に難のあるものが目につく。おそらく(5)項目の変更が許されれば順序を入れ換へるはずの歌が、いまはそれができないので、思ひきつて(1)項目によって削除の措置をとられたかと推測する。例を巻一春歌上にとれば、総数九八首のうち削除歌は小島吉雄氏校註「新古今和歌集」によれば一六首。そのうち一〇首(二・八・九・一五・一八・二二・三一・五一・八九・九五)が配列に問題がある。その中にはよしあしの基準からも問題があり、削除の理由はより多くそちらにといふ場合もあらう。隠岐本における削除と配列との関係については風巻景次郎氏「新古今集の一性質」(国語と国文学)もあり、稿を改めて考へたい。

六 小島吉雄氏「新古今和歌集の研究」統篇八六頁に「隠岐本に於ては、歌の部類がへや、排列位置の変更やは全然行はれてゐないのである」といふ指摘がある。